

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

令和6年能登半島地震による 災害被災者の皆様への生活 支援窓口案内（ガイドブック）

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

【本ガイドブックについて】

- ・ 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。
情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページ【トピックス】
〈令和6年能登半島地震による被災者の皆様への生活支援窓口
案内(ガイドブック)〉に掲載しています。

[石川行政評価事務所HPはこちら](#)



【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 令和6年能登半島地震で被災された方のための

災害専用フリーダイヤル 0120-776-110

- ※ 受付時間：8時30分～17時15分(当面的間は、土、日、祝も受付)
- ※ 回線の状況により、石川行政評価事務所ではなく中部管区行政評価局(名古屋市)
や総務省本省(東京都)の担当窓口につながる場合があります。
- ※ 石川県外の方は、076-264-1100をご利用下さい。

- 行政相談専用ダイヤル

076-264-1100 又は 0570-090110

(いずれも受付時間は平日 8:30～17:15、受付時間外は留守番電話)

- [インターネットはこちら](#)

- FAX: 076-222-5233



まぐみみ石川



ガイドブックに掲載してほしい情報などについて、アンケートを実施しています。

[アンケートはこちら](#)



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

(避難所以外で避難生活を送られている方へ)
連絡先などの情報登録はお済みでしょうか？

県内外の親戚宅やご自宅、車中泊など、避難所以外で避難生活を送られている被災者の方は、今後、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報のご登録をお願いいたします。詳しくは[石川県HP](#)をご覧ください。

【登録方法】お電話にてご登録ください(LINEによる登録・修正は停止中)。

○ **電話番号：0120-247-001** <石川県情報登録窓口>

(受付時間：毎日9時～18時(土日祝も受付))



【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和6年4月23日までに掲載された情報に基づき作成しております。状況の変化等により、市町の担当窓口が変更されたり、記載された窓口では対応できない場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和6年能登半島地震による災害においては、令和6年4月23日現在、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町が適用を受けています。
- 3 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、[内閣府ホームページ](#)をご覧ください。



目次



住まいや身の回りのこと

- 1 罹災^{りさい}証明書の発行(P.1)
- 2 住宅の緊急修理制度(P.2)
- 3 住宅の応急修理制度(P.3)
- 4 被災建物の解体・撤去(P.3)
- 5 住宅確保への支援(応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅)(P.5)
- 6 被災住宅の補修や再建に関する相談(P.8)
- 7 2次避難所の利用(P.8)
- 8 生活必需品の給与・貸与(P.8)
- 9 災害ごみの処分(P.8)
- 10 浄化槽の復旧(P.9)



お金のこと

- 11 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金)の支給(P.10)
- 12 地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給(P.12)
- 13 災害義援金の配分(P.12)
- 14 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給(P.13)
- 15 災害援護資金の貸付(P.13)
- 16 生活福祉資金の貸付(P.14)
- 17 住宅の建設、補修等の融資(P.15)
- 18 住宅ローンの返済(P.15)
- 19 雇用保険失業給付の支給等(P.16)



役所の手続きのこと

- 20 マイナンバーカードに関すること(P.16)
- 21 運転免許や自動車手続きに関すること(P.17)
- 22 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合(P.18)
- 23 国税の特別措置(P.19)
- 24 県税の特別措置(P.19)
- 25 市町村税・児童扶養手当の特別措置(P.20)
- 26 公共料金の減免措置等(P.20)
- 27 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合(P.20)



民間の手続きのこと

- 28 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合(P.21)
- 29 法律・消費者トラブル等の相談窓口(P.21)



医療・健康のこと

- 30 こころの悩みや健康に関する相談(P.22)
- 31 医療機関や介護サービスの利用に関すること(P.22)



教育のこと

- 32 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援(P.23)
- 33 学用品の給与、授業料の支援等(P.23)



事業者の方へ

- 34 事業者を対象とした相談窓口(P.23)
- 35 農林水産業関係の相談窓口(P.24)



そのほかの情報

- 36 災害ボランティアの依頼(P.25)
- 37 特定非常災害特別措置法に基づく措置(P.25)



がいこくじん かた 外国人の方へ

- 38 がいこくじん そうだんまどぐち
外国人のための相談窓口(P.27)
(Consultation For Foreigners)

<参考資料>

- ・ 令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口(P.28)



住まいや身の回りのこと




1 りさい 罹災証明書の発行 (概要は内閣府HPへ)



- ◆ 「罹災証明書」は、住宅が被害にあったことを証明するものです。被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 原則被害にあった住家のみが対象となりますが、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けた証明として罹災証明書や「被災証明書」(市町により「被災届出証明書」、「罹災届出証明書」の名称)を発行する市町もあります。
- ◆ 片付けや修理の前に、家の被害状況を写真(カメラやスマホ)に撮って保存をお願いします。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。
- ◆ 主な市町における「罹災証明書」の窓口は以下のとおりです。
県内の他の市町へ広域避難された方は、避難先の市町の窓口でも罹災証明書の交付申請を行うことができます。
県外へ避難された方については、石川県危機対策課(076-225-1482)までご相談ください。
- ◆ マイナポータルでの申請について
 - ・ マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます(なお、マイナポータルでの申請については、現在、災害救助法適用市町の一部と野々市市及び川北町で申請可能となっています。市町によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。)[詳しくはこちら](#)
 - ・ 申請の際、電子署名が必須となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための6~16桁の英数字の暗証番号(インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字4桁の暗証番号とは異なります。設定は任意)が必要です。[詳しくはこちら](#)
 - ・ [「20 マイナンバーカードに関すること」](#)もご参照ください。



窓口	備考	HP
金沢市 資産税課 076-220-2151	・ 郵送申請可、市HPから金沢市電子申請サービスによる申請可(※検索キーワード「り災証明書」で検索)	市HP
七尾市 り災証明書コー ルセンター 0767-57-5518	・ 申請期限:令和6年12月27日(金)まで ・ 受付場所:ミナ.クル2階 ・ 郵送申請可	市HP
輪島市 税務課 0768-23-1126	※交付可能地区等は市HP等でお知らせ ・ 受付場所:市役所本庁舎1階、門前総合支所(土日祝も受付) 東陽中学校2階(火・木・土受付) ・ 郵送申請可、市HPから申請フォームによる電子申請可	市HP
珠洲市 市民課 0768-82-7732	※交付可能地区等は市HPでお知らせ ・ 受付場所:市民図書館(土日祝も受付) ・ 郵送申請可	市HP

窓口	備考	HP
羽咋市 税務課 0767-22-6901	・ 郵送申請可、市HPから羽咋市電子申請サービスによる電子申請可	市HP 
かほく市 税務課 076-283-1114	・ 申請期限: 令和6年6月30日(日) まで ・ 郵送申請可、市HPからかほく市電子申請サービスによる電子申請可	市HP 
津幡町 税務課 076-288-2123	・ 郵送申請可、町HPから津幡町電子申請サービスによる電子申請可	町HP 
内灘町 住民課 076-286-6701	・ 郵送申請可、町HPから内灘町電子申請サービスによる電子申請可	町HP 
志賀町 税務課 0767-32-9141	・ 受付場所:町役場町民ホール、富来活性化センター町民大ホール(土日祝も受付) ※現地調査は必ずしも受付順で行われるとは限りません。	町HP 
宝達志水町 税務住民課 0767-29-8150	※現地調査は、被害状況等により、優先度の高い方から順次調査します。	町HP 
中能登町 税務課 0767-72-3136	・ 受付場所:町役場行政サービス庁舎1階(土曜午後も受付) ・ 郵送申請可、町HPから中能登町電子申請サービスによる電子申請可	町HP 
穴水町 税務課 0768-52-3630	・ 受付場所:町役場1階(土日祝も受付) ※特設窓口(町役場1階)の開設は令和6年4月29日(月・祝)まで 令和6年4月30日(火)以降については税務課で受付	町HP 
能登町 税務課 0768-62-8518	・ 申請期限: 令和6年6月30日(日) まで ※優先度の高い建物から順次調査 ・ 郵送申請可、メール申請可(アドレス: zeimu99@town.noto.lg.jp)、町HPから申請フォームによる電子申請可	町HP 

[目次に戻る](#)

2 住宅の緊急修理制度 (概要は内閣府HPへ)





- ◆ 「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が地震で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、屋根、外壁等の必要な部分に対して、住民が選定した施工者にブルーシートの展張等の修理を市町が依頼するものです。
- ◆ 1世帯当たり5万円が上限(**上限を超える部分は自己負担**)で、完了期限は**令和6年4月30日(火)**です(**申請受付は終了しました。**)。

[目次に戻る](#)

3 住宅の応急修理制度

- ◆ 災害救助法が適用された市町(野々市市、川北町以外の県内市町)において、災害により住宅が「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。ご自身で業者を選定し修理箇所や内容を調整する必要があります(「全壊」と判断された住宅は修理後に居住が可能となる場合に限りです。)
- ◆ 1世帯当たり70万6千円(準半壊は34万3千円)が限度額で、それを超える部分は自己負担となります。完了期限は令和6年12月31日(火)です。
- ◆ 業者に代金を直接支払うと制度を利用できませんので、ご注意ください。また、本制度を利用した場合、公費解体制度、応急仮設住宅(建設型)制度等が利用できない場合があります。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。主な市町の窓口は次のとおりです。

窓口	窓口	電話番号	備考
金沢市	i 被災者生活支援総合窓口 ii 住宅政策課	i 076-220-2058 ii 076-220-2553	i 受付場所:市役所第一本庁舎4階
七尾市	都市建築課	0767-53-8429	・ 受付場所:パトリア4階(土日祝も受付)
輪島市	被災者生活再建支援室	0768-23-4871	
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756	・ 土日祝も受付
羽咋市	i 住まいの支援窓口 ii 地域整備課	i 0767-22-7196 ii 0767-22-9645	・ 受付場所:市役所2階(土日祝も受付) ・ 市HP から電子申請サービスによる電子申請可 
かほく市	都市建設課	076-283-7104	・ 受付場所:市役所本庁舎1階
津幡町	都市建設課	076-288-6703	・ 町HP から津幡町電子申請サービスによる電子申請可 
内灘町	地域産業振興課	076-286-6708	
志賀町	住宅支援制度窓口(まち整備課内)	070-1523-8403 080-7359-8554	・ 受付場所:町役場町民ホール、富来活性化センター町民大ホール(土日祝も受付)
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160	・ 税務住民課で制度説明及び相談対応
中能登町	土木建設課	0767-72-3921	・ 受付場所:町役場行政サービス庁舎1階(土曜午前も受付)
穴水町	地域整備課	0768-52-0301	
能登町	建設水道課	0768-62-8523	・ 受付場所:町役場1階(土日祝も受付)

[目次に戻る](#)

4 被災建物の解体・撤去

- ◆ 被災した建物を、申請に基づき市町が所有者に代わって解体・撤去します(公費解体)。対象となる建物は、罹災証明書(又は被災証明書)で「半壊」以上と判定された建物です(※個人で業者等に依頼して解体した場合も、市町が費用負担できる場合があります(自費解体)。)。
- ◆ **住宅の応急修理制度との併用はできません。**詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 申請に当たり、相続等で所有者が複数人いる、所有者が死亡しているなどでお困りの際は、弁護士や司法書士にご相談ください(「[29 法律・消費者トラブル等の相談窓口](#)」参照)。

市町・窓口 電話番号	公費解体		自費解体	
	申請期限等	詳細	①業者との契約期限(注) ②申請期限	詳細
金沢市 環境政策課 076-220-2304	令和6年12月27日(金) ・ 申請受付は電話による事前 予約制 ・ 来庁が困難な方は一般書留 等による郵送申請可	市HP 	①令和6年11月30日(土) ②令和6年12月27日(金)	公費解体 と同じ
七尾市 環境課 0767-53-8421	令和7年8月29日(金) ・ 受付場所:パトリア4階(土日 祝も受付)	市HP 	①令和6年9月30日(月) ②令和6年11月29日(金) 同左	市HP 
小松市 環境推進課 0761-24-8069	令和6年12月27日(金)	市HP 	①令和6年6月30日(日) ②令和6年9月30日(月)	公費解体 と同じ
輪島市 環境対策課 0768-23-1853	令和6年11月29日(金) ・ 予約が必要なケースがあり ます。受付方法等詳しくは市HP をご確認ください。 ・ 公費解体予約・相談専用電話 0768-23-1186	市HP 	①令和6年4月30日(火) ②令和6年7月31日(水) ・ 仮申請(受付終了)を行っ た方が対象 ・ 自費解体コールセンター 0768-23-4872	市HP 
珠洲市 公費解体受付専 用ダイヤル 080-7974-1737 環境建設課 0768-82-7743	4月30日(火)まで:仮受付をし た方、または緊急性の高い方 5月1日(水)以降:上記以外の方 ・ 受付場所:市産業センター1階 (土日祝も受付)(電話または 市HPからの予約優先)	市HP 	受付準備中	公費解体 と同じ
加賀市 環境課 0761-72-7885	令和6年6月28日(金) ・ 電話による事前予約制	市HP 	②令和6年6月28日(金) 同左	公費解体 と同じ
羽咋市 住まいの支援窓口 0767-22-7196 環境安全課 0767-22-7137	令和7年3月31日(月)	市HP 	①令和6年6月30日(日) ②令和6年9月30日(月)	市HP 
かほく市 防災環境対策課 076-283-7124	令和6年12月27日(金) ・ 電話による事前予約制	市HP 	①令和6年4月30日(火) ②令和6年12月27日(金) 同左	市HP 
能美市 生活環境課 0761-58-2217	令和6年9月30日(月)	市HP 	①令和6年7月31日(水) ②令和6年9月30日(月)	公費解体 と同じ
津幡町 生活環境課 076-288-6701	令和6年9月30日(月) ・ 原則持参(郵送も可)	町HP 	①令和6年4月30日(火) ②令和6年9月30日(月) 同左	町HP 

市町・窓口 電話番号	公費解体		自費解体	
	申請期限等	詳細	①業者との契約期限(注) ②申請期限	詳細
内灘町 住民課 076-286-6701	令和6年11月29日(金) ・ 受付場所:町役場1階(土日祝も受付)(電話による事前予約制) ・ 郵送申請可	町HP 	①令和6年9月30日(月) ②令和6年11月29日(金) 同左	町HP 
志賀町 環境安全課 0767-32-9321	令和6年9月30日(月) ・ 受付場所:町役場本庁1階、富来活性化センター町民大ホール(土日祝も受付)(電話による事前予約制)	町HP 	①令和6年6月30日(日) ②令和6年9月30日(月) 同左	公費解体と同じ
宝達志水町 環境安全課 0767-29-8140	令和6年9月30日(月) ・ 受付場所:さくらドーム21 1階(電話による事前予約制)	町HP 	①令和6年6月30日(日) ②令和6年9月30日(月) 同左	町HP 
中能登町 生活環境課 0767-72-3927	令和7年3月31日(月) ・ 受付場所:町役場行政サービス庁舎1階(インターネット等による事前予約制)	町HP 	①令和6年6月30日(日) ②令和6年8月31日(土) 同左	公費解体と同じ
穴水町 公費解体専用ダイヤル 0768-23-4176 環境安全課 0768-52-3770	令和6年9月30日(月) ・ 受付場所:町役場1階(公費解体専用ダイヤルによる事前予約制)	町HP 	①令和6年4月30日(火) ②令和6年9月30日(月) ・ 受付場所:環境安全課	町HP 
能登町 住民課 0768-62-8510	令和6年8月31日(土) ・ 受付場所:町役場1階(土日祝も受付) ・ 来庁が困難な方は一般書留等による郵送申請可	町HP 	①令和6年7月31日(水) ②令和6年9月30日(月) 同左	公費解体と同じ

(注) 公費解体の計画的実施のため、自費解体については、当該年月日までに解体業者と契約を締結していることが必要とされています。

[目次に戻る](#)

5

住宅確保への支援

(応急仮設住宅(賃貸型・建設型)・公営住宅)

① 民間賃貸住宅を活用した賃貸型の応急住宅(みなし仮設住宅)

- ◆ 災害救助法が適用された市町(野々市市、川北町以外の県内市町)において、住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅が供与されるものです。

内容																												
対象者	i) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方 ii) 半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 iii) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方 iv) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け他の住まいの確保が困難な方に限る。)																											
条件	不動産仲介業者のあっせんにより賃貸された物件であること <table border="1"> <tr> <td>家賃(月額)上限</td> <td>(金沢市・野々市市以外の市町)</td> <td>(金沢市・野々市市)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ・ 2人以下の世帯:6万円 ・ 3~4人の世帯 :8万円 ・ 5人以上の世帯:11万円 </td> <td> ・ 1人世帯:6万円 ・ 2人世帯:8万円 ・ 3~4人世帯:10万円 ・ 5人以上の世帯:12万円 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">※入居期間中に小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は1人あたり 0.5 人に換算</td> </tr> <tr> <td>共益費(管理費)</td> <td colspan="2">借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る</td> </tr> <tr> <td>退去修繕負担金</td> <td colspan="2">家賃の2か月分以内</td> </tr> <tr> <td>礼金</td> <td colspan="2">家賃の1か月以内</td> </tr> <tr> <td>仲介手数料</td> <td colspan="2">家賃の0.55か月以内</td> </tr> <tr> <td>入居時鍵交換費</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ 超過分を自己負担して入居することは不可</td> </tr> </table>	家賃(月額)上限	(金沢市・野々市市以外の市町)	(金沢市・野々市市)		・ 2人以下の世帯:6万円 ・ 3~4人の世帯 :8万円 ・ 5人以上の世帯:11万円	・ 1人世帯:6万円 ・ 2人世帯:8万円 ・ 3~4人世帯:10万円 ・ 5人以上の世帯:12万円	※入居期間中に小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は1人あたり 0.5 人に換算			共益費(管理費)	借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る		退去修繕負担金	家賃の2か月分以内		礼金	家賃の1か月以内		仲介手数料	家賃の0.55か月以内		入居時鍵交換費	実費		※ 超過分を自己負担して入居することは不可		
家賃(月額)上限	(金沢市・野々市市以外の市町)	(金沢市・野々市市)																										
	・ 2人以下の世帯:6万円 ・ 3~4人の世帯 :8万円 ・ 5人以上の世帯:11万円	・ 1人世帯:6万円 ・ 2人世帯:8万円 ・ 3~4人世帯:10万円 ・ 5人以上の世帯:12万円																										
※入居期間中に小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は1人あたり 0.5 人に換算																												
共益費(管理費)	借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る																											
退去修繕負担金	家賃の2か月分以内																											
礼金	家賃の1か月以内																											
仲介手数料	家賃の0.55か月以内																											
入居時鍵交換費	実費																											
※ 超過分を自己負担して入居することは不可																												


- ◆ 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町にお住まいの方は、ほかの市町(希望する賃貸住宅の所在市町)への相談や申込も可能です。
- ◆ 物件のお問い合わせは、不動産団体の相談窓口をご利用ください。希望する賃貸物件を選定したら、必要書類を準備のうえ、市町に提出してください。

窓口	電話番号
石川県宅地建物取引業協会	0120-424-425
全日本不動産協会石川県本部	076-280-6223
全国賃貸住宅経営者協会連合会	0120-27-1000 (接続番号 388006)

② 応急仮設住宅(建設型)

- ◆ 災害救助法が適用された市町において、災害のため住家に被害を受けた被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、プレハブ住宅等を建設し一時的な居住の安定を図るものです。
- ◆ 賃貸型応急住宅(みなし仮設)や公営住宅からの転居の可否や、申込後にご自身の状況が変わった場合などの対応も含め、詳しくは、災害時に居住していた市町の窓口にお問い合わせください。表中①は賃貸型応急住宅(みなし仮設)、②は応急仮設住宅(建設型)の窓口です。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	① i 被災者生活支援総合窓口 ii 住宅政策課	① i 076-220-2058 ii 076-220-2553	① i 受付場所:市役所第一本庁舎4階
七尾市	①②都市建築課	①②0767-53-8429	①受付場所:パトリア4階(土日祝も受付)
小松市	①建築住宅課	①0761-24-8095	
輪島市	①被災者生活再建支援室 ②まちづくり推進課	①0768-23-4871 ②0768-23-1156	

市町	窓口	電話番号	備考
珠洲市	①②環境建設課	①②0768-82-7756	②受付場所:市役所1階(土日祝も受付)、 市HP から電子申請可 ※既に入居申込済みの方は、再度の申込みは不要です。 
加賀市	①建築課	①0761-72-7936	
羽咋市	①②住まいの支援窓口	①②0767-22-7196	①②受付場所:市役所2階(土日祝も受付) ②先着順受付 市HP から電子申請可 
かほく市	①都市建設課	①076-283-7104	①受付場所:市役所本庁舎1階
白山市	①建築住宅課	①076-274-9567	
能美市	①②まち整備課	①②0761-58-2251	
野々市市	①建築住宅課	①076-227-6087	申請は輪島市、珠洲市、能登町、穴水町の住民の方に限る
川北町	①土木課	①076-277-1108	申請は輪島市、珠洲市、能登町、穴水町の住民の方に限る
津幡町	①町民課	①076-288-2124	
内灘町	①企画課 ②都市建設課	①076-286-6727 ②076-286-6710	①罹災証明書の発行に時間を要するため、賃貸住宅入居後の書類提出も可 ②代理申請可、郵送不可
志賀町	①まち整備課 ②住宅支援制度窓口(まち整備課内)	①0767-32-9211 ②070-1523-8403 080-7359-8554	
宝達志水町	①地域整備課	①0767-29-8160	
中能登町	①②土木建設課	①②0767-72-3921	①受付場所:町役場行政サービス庁舎1階(土曜午後も受付)
穴水町	①②地域整備課	①②0768-52-3660	
能登町	①②建設水道課	①②0768-62-8523	

③ 公営住宅の提供

石川県内外の都道府県、市町において、住宅被害を受けられた方に対して公営住宅等の提供が行われています。詳しくは、[国土交通省ホームページ「令和6年能登半島地震による被災者の住まいの確保」](#)をご確認ください。



④ UR賃貸住宅の提供

UR都市機構において、住宅に甚大な被害を受けられた方を対象に、UR賃貸住宅の提供が行われています。詳しくは、[「令和6年能登半島地震による被災者の方へのUR賃貸住宅の提供について」](#)をご確認ください。



⑤ 生活家電の購入に関する支援

石川県は、上記①～③(③は石川県内の物件のみ)に入居する方に洗濯機、冷蔵庫、テレビの購入への支援制度を設けています。制度開始前の購入分であっても対象となりますが、必ず領収書等の証拠書類を保管してください。詳しくは、住宅が立地している市町にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

6 被災住宅の補修や再建に関する相談

被災住宅の補修等に関し、下記の番号で建築士等による電話相談を受け付けています。

窓口	電話番号	実施主体
令和6年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル	0120-330-712	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
震災住宅相談ボランティアダイヤルいしかわ	076-214-8686	一般財団法人 石川県建築住宅センター

[目次に戻る](#)

7 2次避難所の利用

- ◆ 石川県では自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地で避難している方を対象に、金沢以南または県外のホテル・旅館への避難を支援しています。
- ◆ 滞在費用は無料で、罹災証明書は不要です(食事の提供については施設によって取扱いが異なります)。ホテル・旅館への避難を希望される方は次の窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
能登半島地震 2次避難所/1.5次避難所運営事務局コールセンター	0120-266-755 (土日祝対応)

[目次に戻る](#)

8 生活必需品の給与・貸与

災害により、住家が半壊以上の被害を受け、生活上必要な被服等を損失し、ただちに生活を営むことが困難な世帯に対し、災害救助法に基づき生活必需品の給与又は貸与を行っている市町があります。詳しくは、各市町の窓口にお問い合わせください。


【費用上限金額】












世帯構成	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上, 1人増すごとに加算
全壊	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
大規模半壊、中規模半壊半壊、床上浸水	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

[目次に戻る](#)

9 災害ごみの処分

- ◆ 地震により発生したごみを各市町が受け入れており、罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。受入可能なごみや減免対象、申請方法等は市町によって異なりますので、詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。現在受入を実施している主な市町は次のとおりです。

窓口	備考	HP
金沢市 環境政策課 076-220-2304	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入期間:5月31日(金)まで ・ 申請期間:5月24日(金)まで ・ 受入場所:戸室新保埋立場、グリーンライフ株式会社埋立場 	市HP 

窓口	備考	HP
七尾市 環境課 0767-53-8421	<ul style="list-style-type: none"> 受入期間:①③5月31日(金)まで、②5月6日(月)まで 受入場所:①能登香島駐車場、②中島祭り会館、③大田除雪ステーション 	
	<p>①市HP</p> 	<p>②市HP</p> 
	<p>③市HP</p> 	
輪島市 被災者生活再建支援室コールセンター 0768-23-4872	<ul style="list-style-type: none"> 回収期間:当分の間 市が委託した業者が巡回し、順番に随時回収します。個人で市が運営、管理する仮置場に持ち込まないでください。 回収地区については市HPをご確認ください。 	<p>市HP</p> 
珠洲市 環境建設課 0768-82-7743	<ul style="list-style-type: none"> 受入場所:狼煙漁港内、鉢ヶ崎海水浴場駐車場、飯田港内 	<p>市HP</p> 
かほく市 防災環境対策課 076-283-7124	<ul style="list-style-type: none"> 受入場所:株式会社エコマスク、クリーンセンター 	<p>市HP</p> 
津幡町 生活環境課 076-288-6701	<ul style="list-style-type: none"> 受入場所:クリーンセンター、リサイクルプラザ 	<p>町HP</p> 
内灘町 住民課 076-286-6701	<ul style="list-style-type: none"> 受入日時:4月は土日祝も受付、5月以降は土日のみ 受入場所:蓮湖渚公園内駐車場及び調整池 	<p>町HP</p> 
志賀町 環境安全課 0767-32-9321	<ul style="list-style-type: none"> 受入場所:富来野球場、旧志賀中学校グラウンド 	<p>町HP</p> 
穴水町 環境安全課 0768-52-3770	<ul style="list-style-type: none"> 受入期間:5月31日(金)まで 受入場所:穴水港あすなる広場横 	<p>町HP</p> 
能登町 住民課 0768-62-8510	<ul style="list-style-type: none"> 受入場所:藤波運動公園駐車場、柳田野球場横駐車場、内浦総合運動公園第3駐車場 	<p>町HP</p> 

[目次に戻る](#)

10 浄化槽の復旧

石川県内の浄化槽が被災した住民の方を対象として、浄化槽についての調査や復旧工事に係る相談を受け付けています。

窓口	電話番号	メールアドレス
全国浄化槽団体連合会 (環境省委託)	0120-326-121 (日祝除く)	noto@zenjohren.or.jp

[目次に戻る](#)



お金のこと

11 生活再建のための支援金(被災者生活再建支援金)の支給



(概要は内閣府HPへ)

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度があります(被災者生活再建支援法)。石川県内全市町がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 申請期限は、基礎支援金が令和8年1月31日(土)、加算支援金が令和9年1月31日(日)です(延長される場合があります。)

【被災者生活再建支援金の支給額】

区分	基礎支援金	加算支援金		合計	
	支給額	住宅の再建方法	支給額		
2人以上世帯	100万円	全壊世帯	建設・購入	200万円	300万円
		解体世帯	補修	100万円	200万円
		長期避難世帯	貸借	50万円	150万円
	50万円	大規模半壊世帯	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			貸借	50万円	100万円
—	中規模半壊世帯	建設・購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		貸借	25万円	25万円	
1人世帯	75万円	全壊世帯	建設・購入	150万円	225万円
		解体世帯	補修	75万円	150万円
		長期避難世帯	貸借	37.5万円	112.5万円
	37.5万円	大規模半壊世帯	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			貸借	37.5万円	75万円
	—	中規模半壊世帯	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			貸借	18.75万円	18.75万円

- ◆ 詳細は、被災当時お住まいの市町の被災者生活再建支援金担当課にお問い合わせください。
まずは罹災証明書を申請し、その結果をお待ちください。
- ◆ 市町の制度により、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊以下の世帯や、国に上乗せ支給する市町もあります。

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	i 被災者生活支援総合窓口 ii 生活支援課	i 076-220-2058 ii 076-220-2292	i 受付場所:市役所第一本庁舎4階 ・市独自の支援金等を支給
七尾市	防災交通課	0767-53-6880	・受付場所:パトリア4階(土日祝も受付) ・市独自の支援金等を支給
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	・郵送申請可 ・市独自の支援金等を支給(お問合せ先は広域避難者対応チーム(電話番号:0761-24-8154))
輪島市	被災者生活再建支援室	0768-23-4872	・受付場所:市役所本庁舎1階 ・郵送申請可(郵便が復旧次第)、マイナポータルによる電子申請可 ・市独自の支援金等を支給
珠洲市	危機管理室	0768-82-2222	・受付場所:市役所1階(土日祝も受付) ・郵送申請可 ・市独自の支援金等を支給
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	・市独自の支援金等を支給
羽咋市	i 住まいの支援窓口 ii 災害復興推進室	i 0767-22-7196 ii 0767-22-7156	i 受付場所:市役所2階(土日祝も受付) ・市独自の支援金等を支給
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	・市独自の支援金等を支給
能美市	福祉課	0761-58-2230	・市独自の支援金等を支給
津幡町	総務課	076-288-2120	・郵送申請可 ・町独自の支援金等を支給
内灘町	総務課	076-286-6720	・受付場所:町役場1階 ・郵送申請可 ・町独自の支援金等を支給
志賀町	環境安全課	0767-32-9321	・受付場所:町役場町民ホール、富来活性化センター町民大ホール ・郵送申請可、マイナポータルによる電子申請可 ・町独自の支援金等を支給
宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506	・受付場所:町役場1階 ・マイナポータルによる電子申請可 ・町独自の支援金等を支給
中能登町	住民窓口課	0767-72-3132	・受付場所:行政サービス庁舎1階(土曜午前も受付) ・町独自の支援金等を支給
穴水町	住民福祉課	0768-52-3621	・受付場所:町役場1階(土日祝も受付) ・町独自の支援金等を支給
能登町	住民課	0768-62-8510	・受付場所:町役場1階(土日祝も受付) ・郵送申請可 ・町独自の支援金等を支給

[目次に戻る](#)

12 地域福祉推進支援臨時特例給付金の支給

- ◆ 住家が半壊以上の被害を受け、高齢者や障害者がいる世帯等については、被災者生活再建支援金に加えて地域福祉推進支援臨時特例給付金の給付を受けられる場合があります（**自宅再建利子助成事業との併用は不可**）。

内容					
対象者	七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町において住宅が半壊以上の被害を受けた世帯のうち、 i) 高齢者(65歳以上)や障害者のいる世帯 ii) 資金の借入れや返済が容易でないと見込まれる①～⑤に該当する世帯 ①住民税非課税・住民税均等割のみ課税、②家計急変、③児童扶養手当受給、 ④離職・廃業した人がいる、⑤一定のローン残高がある				
金額	家財	自動車(注1)	住宅再建(最大)(注2)		合計(最大)
	50万円	50万円 (準備中)	建設・購入・補修 賃借	200万円(準備中) 100万円(準備中)	300万円 200万円

(注1) 被災自動車を廃車(永久抹消登録)していることが必要です。

(注2) 能登地域の6市町で住宅再建等する場合に限りです。

- ◆ **現在、被災者生活再建支援金を受給した世帯のうち、高齢者や障害者がいる世帯に対して家財支援(50万円)の支給手続を順次開始しています(申請不要、順次支給通知が送付されます。)**

- ◆ 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。下記にお問い合わせください。

- ・ 臨時特例給付金コールセンター：076-225-1956(土日祝も受付)



[目次に戻る](#)

13 災害義援金の配分

石川県は、国内外から石川県、日本赤十字社、共同募金会に寄せられた義援金を配分するため、災害義援金配分委員会において、次のとおり配分計画を決定しました。

配分の対象	配分金額		備考	
	第一次	第二次		
(1) ライフライン(上下水道、道路、電気等)の被害が甚大であり、過酷な生活を強いられてきた6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の全住民(一人当たり)	5万円	—	窓口、郵送、オンラインで受付開始。 詳しくは 県HP をご覧ください。 コールセンター電話番号: 0120-102-829(土日祝対応)	
(2) 人的被害・住家被害を受けた方			各市町独自の義援金配分が上乘せされる場合もあります。 詳細は、各市町の担当課にお問い合わせください。	
人的被害 (一人当たり)	死者、行方不明者	20万円		80万円
	重傷者	10万円		—
住家被害 (世帯当たり)	全壊	20万円		80万円
	大規模半壊	15万円		60万円
	中規模半壊	10万円		40万円
	半壊	5万円		20万円
	準半壊	—	10万円	
一部損壊	—	—	3万円	

【(2)人的被害・住家被害に係る配分の各市町担当課】

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	福祉政策課	076-220-2288	野々市市	企画財政課	076-227-6031
七尾市	福祉課	0767-53-3625	内灘町	会計課	076-286-6707
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	志賀町	会計課	0767-32-9110
輪島市	市民課	0768-23-4872	宝達志水町	会計課	0767-29-8170
珠洲市	総務課	0768-82-7725	中能登町	住民窓口課	0767-72-3130
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	穴水町	議会事務局	0768-52-3700
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	能登町	総務課	0768-62-8533

[目次に戻る](#)

14 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給(概要は内閣府HPへ)



- ◆ 災害により亡くなられた方のご遺族や、災害により障害を受けた方に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金が支給されます。

	対象者	区分	支給金額
災害弔慰金	災害により亡くなられた方の遺族	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災害障害見舞金	災害による負傷、疫病で精神又は身体に著しい障害を受けた方	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円

- ◆ 詳細は、各市町の災害弔慰金等担当課にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	市町	窓口	電話番号
金沢市	生活支援課	076-220-2292	野々市市	福祉総務課	076-227-6061
七尾市	福祉課	0767-53-8418	川北町	総務課	076-277-1111
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	津幡町	福祉課	076-288-2458
輪島市	福祉課	0768-23-1161	内灘町	総務課	076-286-6720
珠洲市	総務課	0768-82-7725	志賀町	環境安全課	0767-32-9321
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	中能登町	長寿福祉課	0767-72-3135
かほく市	健康福祉課	076-283-7121	穴水町	住民福祉課	0768-52-3621
白山市	危機管理課	076-274-9536	能登町	総務課	0768-62-8532
能美市	福祉課	0761-58-2230			

[目次に戻る](#)

15 災害援護資金の貸付(概要は内閣府HPへ)



- ◆ 世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

貸付金額は最大350万円(被災の状況により貸付限度額は異なる。)で、償還期限は据置期間(3年)を含め10年です。

- ◆ 詳細は、各市町の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

16 生活福祉資金の貸付

- ◆ 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付を行っています。

※本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

- ◆ お住まいの市町または避難先の市町の社会福祉協議会で受付可能です。

	内容
貸付限度額	原則として一世帯につき10万円 ただし、以下の場合は一世帯につき20万円の貸付可能(いずれも1回限り) ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
償還期限	据置期間(貸付の日から1年以内)終了後、2年以内
利率	無利子 ※償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生
必要なもの	① 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等) ② 申込者の預金通帳又はキャッシュカード ※いずれも準備できない場合は、各市町の社会福祉協議会に相談

- ◆ そのほか、災害を受けたことにより臨時に経費が必要となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対する生活福祉資金(福祉費[災害援護費])(一世帯につき150万円以内)の貸付等もあります。

- ◆ 生活福祉資金について、詳しくは各市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢市社会福祉協議会	076-231-3720	野々市市社会福祉協議会	090-2034-5015 090-6279-2215
七尾市社会福祉協議会	0767-52-2099	川北町社会福祉協議会	076-277-8388
小松市社会福祉協議会	0761-22-3354	津幡町社会福祉協議会	076-288-6276
輪島市社会福祉協議会 (門前支所)	0768-22-2219 (0768-42-0772)	内灘町社会福祉協議会	076-286-6953
珠洲市社会福祉協議会	080-1332-1332	志賀町社会福祉協議会	0767-32-5003
加賀市社会福祉協議会	0761-72-1500	宝達志水町社会福祉協議会	0767-28-5520
羽咋市社会福祉協議会	0767-22-9314	中能登町社会福祉協議会	0767-74-2252
かほく市社会福祉協議会	076-285-8885	穴水町社会福祉協議会	0768-52-0378
白山市社会福祉協議会	076-276-3151	能登町社会福祉協議会	0768-72-2322
能美市社会福祉協議会	0761-58-6603		

[目次に戻る](#)

17 住宅の建設、補修等の融資

① 自宅再建利子助成事業

◆ 石川県内で被災し住宅の新築、購入又は補修を行う場合、住宅融資の利子助成を受けられる**自宅再建利子助成事業**があります（[地域福祉推進支援臨時特例給付金との併用は不可](#)）。

◆ 詳しくは、[石川県ホームページ](#)をご覧くださいほか、
県のコールセンター（076-225-1968）にお問い合わせください。



内容		
対象者	次の i)～iii)の全てに該当する世帯 i) 次のいずれかに該当する ア) 全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた イ) 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体をした ウ) 長期避難世帯として認定された エ) 応急仮設住宅等に入居していた ii) 住宅を再建し、入居日の属する前年の収入が要件を満たす iii) 被災者本人又はその親族が住宅再建のため金融機関等から融資を受けている	
収入要件	給与収入のみ	世帯全員の収入合計額が600万円以内
	給与収入以外の収入あり	世帯全員の所得合計額が440万円以内
	23歳未満の被扶養者がいる世帯	制限なし
金額	借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額 (上限300万円(交付決定後一括給付))	
申請期限	令和6年3月28日(木)までに 住宅再建・入居	6年9月30日(月)まで
	令和6年3月29日(金)以降に 住宅再建・入居	入居日から6か月経過した日 又は 9年1月31日(日)のいずれか早い日

② 住宅金融支援機構における融資

◆ 住宅金融支援機構において、自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

◆ 融資の概要は、[住宅金融支援機構ホームページ](#)をご覧くださいほか、
下記にお問い合わせください。



窓口	電話番号
住宅金融支援機構 お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)	0120-086-353

◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

18 住宅ローンの返済

住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、以下の番号への問い合わせも可能です。



窓口	電話番号
全国銀行協会相談室	0570-017-109 または 03-5252-3772

[目次に戻る](#)

19 雇用保険失業給付の支給等

① 災害時における雇用保険の特例措置

災害救助法の適用を受けた市町(野々市市、川北町以外の県内市町)において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。

特例措置の概要については、[厚生労働省ホームページ](#)をご覧くださいか、次の相談窓口にお問い合わせください。



窓口	電話番号
石川労働局 職業安定課	070-4085-6584

② 特別労働相談窓口の開設

石川労働局では、解雇や休業等に関する労働相談に対応するため、特別労働相談窓口を開設しています。各窓口の連絡先は次のとおりです。お住まいの地域の窓口が閉庁している場合は、その他の窓口でもご相談できます。

設置官署	電話番号	相談内容	
石川労働局雇用環境・均等室【総合労働相談コーナー】	076-265-4432	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント ・育児休業、介護休業等 等 	
金沢労働基準監督署	076-292-7945	(事業主の方)	(労働者の方)
小松労働基準監督署	0761-22-4316	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理(賃金の支払、解雇、休業手当等) ・復旧工事に係る安全及び労働者の健康 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金等労働条件 ・労災補償給付等 ・退職、解雇、労働条件引下げ 等
七尾労働基準監督署	0767-52-3294		
ハローワーク金沢	076-253-3035	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の助成金(休業)に関する相談 ・雇用保険の特例給付に関する相談 等 	
ハローワーク津幡	076-289-2530		
ハローワーク小松	0761-24-8609		
ハローワーク白山	076-275-4131		
ハローワーク七尾	0767-52-3255		
ハローワーク羽咋	0767-22-1241		
ハローワーク加賀	0761-72-8609		

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

20 マイナンバーカードに関すること

① マイナンバーカード、電子証明書の手数料

◆ 令和6年能登半島地震により、マイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付申請を行うことができます。

※ マイナンバーカードの発行に当たっては、原則1,000円の手数料が設定されているものの、天災その他本人の責めによらずマイナンバーカードを再発行する場合などは、その手数料を無料とする取扱いとしています。その場合は、何らか天災その他本人の責めによらない事情を説明する書類が必要となる場合があります。

◆ マイナンバーカードや電子証明書の更新は、有効期間が過ぎた後でも、無料で行うことができます。

- ◆ 詳細は、各市町村のマイナンバーカード担当課にお問い合わせください。
マイナンバーカードの再交付申請は、現在、大変時間がかかる場合があります。最新の情報は、各市町村のホームページ等や担当課までご確認ください。

② 避難先市区町村におけるマイナンバーカードの電子証明書の暗証番号の再設定

- ◆ マイナポータルからオンラインで罹災証明書の申請等を行う際は、マイナンバーカードの電子証明書が必要です。

罹災証明書をマイナポータルから申請する方法は[こちら](#)



- ◆ マイナンバーカードの電子証明書の暗証番号(※1)を忘れてしまった場合は、住所地市区町村の窓口で再設定を行う必要がありますが、多くの方が市町外に避難していることが見込まれる、石川県内の一部の市町の住民の方(※2)については、令和6年1月22日(月)から特例的に、住民票を置いていない市区町村に避難している場合でも、当該市区町村の窓口において電子証明書の暗証番号の再設定ができます。

- ◆ なお、利用者証明用電子証明書の暗証番号を覚えている方については、全国のコンビニエンスストアで署名用電子証明書の暗証番号の再設定が可能です。

コンビニエンスストアでの署名用電子証明書の暗証番号の初期化のやり方は[こちら](#)



(※1) 利用者証明用電子証明書:4桁の数字

署名用電子証明書:6~16桁の英数字

(※2) 対象は、住民票を石川県内の以下の市町に置き、他市区町村に避難している方です。

金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

[目次に戻る](#)

21 運転免許や自動車手続きに関すること

① 運転免許証の有効期間の延長、再交付

- ◆ 石川県内の市町(野々市市と川北町を除く)に住所がある方で、運転免許証の有効期間が、令和6年1月1日から同年6月29日までの方は、同年6月30日まで運転免許証の有効期間が延長されます。
- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合には、再交付の手続きができます。被災による再交付の場合は、身分を証明するものがない方でも申請可能で、手数料は免除されます。
- ◆ 詳細は、石川県運転免許センター(076-238-5901)にお問い合わせください。

② 自動車検査証の有効期間の延長

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、津幡町、内灘町、中能登町、穴水町、能登町に使用の本拠の位置を有する自動車で、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年5月30日までのものは、同年5月31日まで自動車検査証の有効期間が延長されます。

③ 被災自動車の廃車(永久抹消登録)手続き

自然災害による浸水や破損により自動車が使用できなくなった場合、自動車検査証やナンバープレートが手元になくても、廃車(永久抹消登録)手続きを行うことができます。印鑑証明書及び実印(取得できない場合は本人確認書類(運転免許証等)及び申立書)、自動車登録番号(ナンバー)又は車台番号の情報、市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書(取得できない場合は申立書)が必要となります。なお、災害救助法または被災者生活再建支援法が適用された

区域においての取扱いになります。また、廃車にした自動車の再登録はできませんので、ご注意ください。

詳しくは、下記の番号までお問い合わせください。

車種	窓口	電話番号
普通自動車	自動車検査登録手続きヘルプデスク内 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-5540-2056
軽自動車	軽自動車検査協会 「令和6年能登半島地震 電話相談窓口」	050-3684-6051

④ 一般社団法人日本カーシェアリング協会では、災害サポート・レンタカー（軽トラ等）の無料貸出しを実施しています（申込先:050-5482-3677）。

⑥ 自動車税の減免

◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免等があります（「[24 県税の特別措置](#)」参照）。



[目次に戻る](#)

22 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が支払えない場合

年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。

また、国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。

支援措置の概要は、下記の日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP		HP	
保険料の免除		納付の猶予	

詳しくは、以下の番号までお問い合わせください。

窓口	電話番号
日本年金機構被災者専用フリーダイヤル	0120-808-678
ねんきんダイヤル	0570-05-1165 (050で始まる電話からは、03-6700-1165)

市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

窓口	電話番号	窓口	電話番号
金沢南年金事務所	076-245-2311	小松年金事務所	0761-24-1791
金沢北年金事務所	076-233-2021	七尾年金事務所	0767-53-6511

(注) 各年金事務所の管轄区域については、[日本年金機構ホームページ](#)をご確認ください。



[目次に戻る](#)

23 国税の特別措置

国税の特例措置として「申告等の期限延長」「納税の猶予」「所得税等の軽減」「被災自動車に係る自動車重量税の還付」「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。

詳しくは、ナビダイヤルまたは最寄りの税務署にお問い合わせください。




窓口	電話番号	管轄区域等
ナビダイヤル	0570-00-5901 ※繋がらない場合は、各税務署の電話番号におかけいただき、音声ガイダンスが流れるため「1」番を選択	
金沢税務署	076-261-3221	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
七尾税務署	0767-52-3381	七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町
小松税務署	0761-22-1171	小松市、加賀市、能美市、川北町
輪島税務署	(閉庁中)	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
松任税務署	076-276-2345	白山市、野々市市

(注) 輪島税務署は閉庁していますが、能登空港ターミナル1階奥能登行政センターにおいて、確定申告等のご相談を受けるための臨時窓口を開設(要入場整理券)するとともに、輪島税務署の敷地内に仮設プレハブ等を設置し、申告書等の收受、一般的な相談対応等を受け付けています(事前予約不要)。

[目次に戻る](#)

24 県税の特別措置

災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税(種別割)等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。救済措置の概要は、下記の石川県ホームページをご覧ください。

HP		HP		HP	
減免		申告・納付等の 期限の延長		猶予制度	

詳しくは、最寄りの県税事務所又は県税務課にお問い合わせください。

窓口	電話番号	管轄区域
金沢県税事務所	076-263-8831	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
小松県税事務所	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、川北町
中能登総合事務所	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
奥能登総合事務所	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、能登町、穴水町
石川県税務課自動車税グループ	076-225-1273	石川県全域

(注) 各県税事務所、県税務課の所掌事務については[石川県ホームページ](#)をご確認ください。



[目次に戻る](#)

25 市町村税・児童扶養手当の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 児童扶養手当の資格がある方で、災害により住宅、家財などの財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方には、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当について、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。
- ◆ 詳細は、各市町の税務・福祉担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

26 公共料金の減免措置等

- ◆ 公共料金については、支払期日の延長、不使用月の料金免除などの特別措置が講じられている場合があります。詳しくは、NHKのほか、ご利用の電話事業者(携帯電話含む)、電気事業者、ガス事業者及び水道・下水道事業者等にお問い合わせください。

区分	窓口	電話番号
受信料	NHK 「令和6年能登半島地震」受信料専用ダイヤル	0120-372-291
電話	NTT西日本 各種お手続きに関するお問合せ先	局番なしの「116」 携帯電話からは 0800-2000-116
電気	北陸電力 電気料金の特別措置等に関するお問合せ	0120-776-453

[目次に戻る](#)

27 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合であっても、そのことによって所有権等の権利を失うことはありません(売買、贈与、抵当権設定等の登記申請時に上記書類を紛失している場合は、他の手段での本人確認となります。)



制度の概要は、[法務局ホームページ](#)をご覧ください。

窓口	電話番号
金沢地方法務局	076-292-7810
金沢地方法務局小松支局	0761-22-6300
金沢地方法務局七尾支局	0767-53-1720
金沢地方法務局輪島支局 (注2)	0768-22-0426

(注1) 各法務局の管轄区域については、[金沢地方法務局ホームページ](#)をご確認ください。

(注2) 輪島支局では、登記事項証明書等の交付を行っていますが、能登半島地震の影響により、事務処理が遅れる場合がありますので、可能な限り、他の法務局への請求をお願いします。



[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

28 預貯金通帳、印鑑の紛失や現金を損傷した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター：0120-108-420（土日祝も受付）



（参考）

[北陸財務局と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請](#)



◆ 焼けた、水に濡れたなど損傷した現金の引換えを行っています。詳しくは、日本銀行金沢支店にお問い合わせください。

- ・日本銀行金沢支店発券課：076-223-9527

[目次に戻る](#)

29 法律・消費者トラブル等の相談窓口

各団体が、被災された方を対象に無料電話相談等を受け付けています。

団体	窓口	電話番号	備考
法テラス （日本司法支援センター）	法テラス災害ダイヤル	0120-078-309	電話または Webで予約 が必要 
金沢弁護士会	令和6年能登半島地震 何でも無料電話相談	080-8995-9483	電話受付後、担当弁護士から折返しの電話があります。
日本弁護士連合会	令和6年能登半島地震 無料法律相談	0120-254-994	土日祝も受付 令和6年4月30日（火） まで実施予定
石川県司法書士会	災害時無料電話相談	076-292-8133	・10～16時受付 へるぶねっとししかわダイヤル
日本司法書士連合会		0120-315-199	・17～20時受付（土日祝も受付） 令和6年6月30日（日）まで実施予定
石川県消費生活支援センター	令和6年能登半島地震に関する消費者トラブル相談専用ダイヤル	076-255-2319	土日祝も受付 メールによる相談も受付 （石川県電子申請システム） 
国民生活センター	能登半島地震関連消費者ホットライン	0120-797-188	土日祝も受付

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

30 こころの悩みや健康に関する相談

災害にあわれた方のこころの悩み、健康、高齢者福祉に関する相談を電話でお受けしています。

窓口	電話番号
石川こころのケアセンター	0120-333-247
こころの相談ダイヤル	
（受付時間:平日9時～17時）	076-237-2700
（受付時間:平日17時～翌9時、土日祝0時～24時）	0570-783-780
よりそいホットライン （一般社団法人社会的包摂サポートセンター）	0120-279-338 ガイダンス「8」
石川県健康福祉部医療対策課（医療に関すること）	076-225-1431
石川県健康福祉部健康推進課（健康に関すること）	076-225-1458
石川県健康福祉部長寿社会課（高齢者福祉に関すること）	076-225-1487

[目次に戻る](#)

31 医療機関や介護サービスの利用に関すること

① 医療機関などの窓口での支払の免除

被災された方が、医療機関を受診する際や介護サービスを利用する際に、医療機関等の窓口で、(1)・(2)の両方に該当する旨を申告すれば、窓口での支払は不要（※入院・入所時の食費・居住費は対象外）です（令和6年9月末まで）。

(1) 災害救助法の適用市町の住民の方で、全国健康保険協会（協会けんぽ）、市町の国民健康保険、介護保険、石川県後期高齢者医療広域連合の被保険者の方	
(2) 次の1～5のいずれかに該当する方	
住家が	1 全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災 ※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で構いません。
主たる生計維持者が	2 死亡し又は重篤な傷病を負った
	3 行方不明である
	4 事業を廃止し、又は休止した
	5 失職し、現在収入がない

詳細は、[厚生労働省のホームページ](#)の一覧をご確認ください。



② 医療機関へ被保険者証が提示できない場合

被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

HP		HP	
制度概要 （厚生労働省HP）		県内の病院・医療機関の情報	

[目次に戻る](#)



教育のこと

32 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)は、被災された学生に対して以下のとおり支援等を実施しています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、[日本学生支援機構のホームページ](#)等でご確認ください。

◆ 日本学生支援機構 政策企画部 広報課 : 03-6743-6011



支援等	対象者	申込方法等
給付奨学金 (家計急変採用)	災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方(災害救助法の適用地域の世帯の学生等)	在学している学校を通じて申込み
貸与奨学金 (緊急採用・応急採用)		
奨学金の減額返還・返還期限猶予	災害等により奨学金の返還が困難となった方	「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出
JASSO災害支援金 (支給額:10万円) ※返還不要	災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊(半流出・半埋没及び半焼失を含む)以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方(外国人留学生を含む。)	在学している学校を通じて申込み

[目次に戻る](#)

33 学用品の給与、授業料の支援等

被災された保護者、学生に対して、災害救助法に基づく教科書など学用品の給与のほか、入学金・授業料の減免、家計急変世帯に対する就学支援金の支給などの支援があります。

詳しくは、在籍する各学校、石川県教育委員会又は各市町教育委員会にお問い合わせいただくほか、[石川県ホームページ](#)をご覧ください。

◆ 石川県教育委員会 庶務課 : 076-225-1816



[目次に戻る](#)



事業者の方へ

34 事業者を対象とした相談窓口

① 相談窓口

被災事業者の事業継続に向けた経営相談や施設復旧・資金繰り・二重債務問題・雇用維持に関する支援策の活用など様々な相談に対応する窓口が設置されています。

窓口	電話番号	場所
金沢事業者支援センター (石川県)	0570-076-225	石川県庁1階 ※対面相談可(電話による事前予約制)
能登事業者支援センター (石川県)	0768-26-2380	石川県奥能登総合事務所4階(のと里山空港内) ※対面相談可(電話による事前予約制) ※対象:能登在住の事業者
能登産業復興相談センター (公益財団法人石川県産業創 出支援機構)	0767-58-5008	七尾商工会議所内 ※対象:七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能 登町で被災した中小企業・小規模事業者等

最寄りの商工会議所、商工会等の支援機関でも相談を受け付けています。
詳しくは[石川県のホームページ](#)をご確認ください。



② 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。下記窓口で相談を受け付けています。

※ 特例措置の詳細については、[石川労働局のホームページ](#)をご覧ください。



窓口	電話番号
石川労働局 職業対策課	076-265-4428

③ 被害を受けられた中小事業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。詳細は、下記相談窓口にお問い合わせください。

窓口	電話番号
(株)日本政策金融公庫 金沢支店 中小企業事業	076-231-4275
国民生活事業	0570-045202
小松支店 国民生活事業	0570-045445
認可法人 石川県信用保証協会	076-222-1550
(株)商工組合中央金庫 金沢支店	076-221-6141

[目次に戻る](#)

35 農林水産業関係の相談窓口

被災された農林漁業者を対象に、営農相談、補助金等に関する相談窓口を設置しています。避難先の最寄りの農林総合事務所でも相談を受け付けています。

窓口	電話番号
JAのと本店(対面相談可(予約制))	0120-338-250(土日祝も電話対応)
JA内浦町営農経済課(対面相談可(予約制))	0120-338-560(土日祝も電話対応)
JA能登わかば旧徳田支店(対面相談可(予約制))	0120-338-570(土日祝も電話対応)
JA志賀本店(対面相談可(予約制))	0120-338-720(土日祝も電話対応)
石川県珠洲農林事務所(対面相談可(予約制))	0120-338-760(土日祝も電話対応)
石川県農業会館(対面相談可(予約制))	0120-338-633(土日祝も電話対応)
石川県農林水産部森林管理課	076-225-1643
石川県漁業協同組合(本所)	076-234-8815(土日祝も受付)
(株)日本政策金融公庫 金沢支店 農林水産事業	076-263-6471

支援策概要 (石川県HP)		融資制度概要 (日本政策金融公庫HP)	
----------------------------------	--	--	--

[目次に戻る](#)



そのほかの情報

36 災害ボランティアの依頼

各市町のボランティアセンターでは、ボランティア活動の依頼を受け付けています。石川県災害ボランティア情報のホームページに掲載されているボランティアセンター設置市町は次のとおりです。依頼できる内容など、詳しくは、各市町ボランティアセンターにお問い合わせください。また、ホームページも合わせてご確認ください。



[石川県災害ボランティア情報のHPはこちら](#)

窓口	電話番号	問合せ先	電話番号
七尾市災害ボランティアセンター	0767-58-3953	志賀町災害ボランティアセンター	090-7957-6653 090-8261-1021
輪島市災害たすけあいセンター	080-7707-5242 080-7707-5342	宝達志水町災害ボランティアセンター	0767-28-8817 080-6875-7550
珠洲市災害ボランティアセンター	070-4481-4142 070-3993-1042	中能登町災害ボランティアセンター	080-6879-9770 080-6879-9775
羽咋市災害ボランティアセンター	090-2374-2242 090-2374-2243	穴水町災害ボランティアセンター	070-1002-4342 070-4134-6642
かほく市災害ボランティアセンター	080-3535-4635 080-7490-6013	能登町災害ボランティアセンター	080-7843-2042 070-2669-2942
内灘町災害ボランティアセンター	080-6879-9765 080-6879-9766		

[目次に戻る](#)

37 特定非常災害特別措置法に基づく措置 (内閣府・総務省・法務省)

令和6年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定されたことにより、特定非常災害特別措置法に基づき、以下の措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間(有効期間)が最長で令和6年6月30日(日)まで延長されます。

- ◆ 令和6年1月1日(月)以後に満了する許認可等が対象です。
- ◆ 対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められ、[総務省特設ページ](#)などで、随時お知らせしていきます。



② 以下の申請等の法令上の義務を履行できない場合の免責期限が再延長されます。詳細については、[総務省特設ページ](#)に記載の申請等の担当窓口にご相談ください。

- ◆ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)関係
 - ・自動車に係る変更登録の申請の義務(第12条第1項)
 - ・自動車に係る移転登録の申請の義務(第13条第1項)
 - ・自動車に係る永久抹消登録の申請の義務(第15条第1項)
 - ・自動車の一時抹消登録後の解体に係る届出の義務(第16条第2項)
 - ・自動車検査証の記録事項の変更記録を受ける義務(第67条第1項)
 - ・自動車検査証の返納の義務(第69条第1項)

・検査対象軽自動車の解体に係る届出の義務(第69条の2第1項)

⇒ **【新たな免責期限】令和6年6月30日(日)**

◆ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)関係

・公益法人の事業計画書等の作成及び備置き義務(第21条第1項)

・公益法人の役員等名簿等の作成及び備置き義務(第21条第2項)

・公益法人の財産目録等の提出の義務(第22条第1項)

⇒ **【新たな免責期限】令和6年7月31日(水)**

◆ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)関係

・移行法人の公益目的支出計画実施報告書等の提出の義務(第127条第3項)

・移行法人の公益目的支出計画実施報告書等の提出の義務(第127条第3項)

⇒ **【新たな免責期限】令和6年7月31日(水)**

◆ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)関係

・宗教法人の毎年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成の義務(第25条第1項)

・宗教法人の財産目録等の写しの提出の義務(第25条第4項)

⇒ **【新たな免責期限】令和6年10月31日(木)**

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保



令和6年能登半島地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合を除き、令和7年12月31日(水)までの間、裁判所による破産手続開始の決定はされません。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和6年1月1日以後に満了するもの)が令和6年9月30日(月)まで延長されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、令和6年1月1日(月)から令和8年12月31日(木)までに、令和6年能登半島地震による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、手数料の納付が免除されます。詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

HP		HP	
民事調停手続 (裁判所HP)		各地の裁判所一覧 (裁判所HP)	

[目次に戻る](#)



がいこくじん かた
外国人の方へ

38 外国人のための相談窓口 Consultation for Foreigners

いしかわけんこくさいこうりゅうきょうかい
< 石川県国際交流協会 >

Ishikawa Foundation for International Exchange

◆ 令和6年 能登半島地震 / 多言語相談窓口

2024 Noto Peninsula Earthquake

/Multilingual Consultation Desk

がいこくじん そうだん たげんご き
外国人からの相談を多言語で聞いています。

ばーこーど ふぉーむ そうだん
バーコードのフォームから相談できます。



<https://support.ishikawa.jp/>

◆ 地震についての無料電話通訳サービス (電話代はかかりません。)

でんわばんごう
電話番号：03-5366-6076

じかん 24 じかん
時間：24時間

ことば えいご ちゅうごくご かんこくご ぼるとがるご
言葉：英語 (English), 中国語 (中文), 韓国語 (한국어), ポルトガル語
(Português), スペイン語 (Español), ベトナム語 (Tiếng Việt),
いんどねしあご
インドネシア語 (Indonésia)



https://ifie.or.jp/article.php/20240102161414369_ja

※ 被災地にいらっしゃる外国人の方とのコミュニケーション手段として、
すまーとふぉん たげんごおんせいほんやくあぶり VoiceTra こくりつけんきゅうかいほつほうじん
スマートフォンの多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」(国立研究開発法人
じょうほうつうしんけんきゅうきこう さくせい むりよう りようかのう
情報通信研究機構 (NICT) 作成) が無料でご利用可能です。

[詳しくはこちら](#)



[目次に戻る](#)

令和6年能登半島地震 石川県庁における相談窓口

令和6年4月15日現在

①	被災地外への避難、ホテル・旅館への避難の受け付けに関する事	9:00～18:00 (土日祝対応)	2次避難所運営事務局コールセンター ☎0120(266)755	⑪	事業者の支援(補助金・融資・雇用維持等)に関する事	10:00～17:00	金沢事業者支援センター ☎0570(076)225 能登事業者支援センター ☎0768(26)2380
②	仮設住宅(民間賃貸含む)への入居、住宅再建に関する事	9:00～17:45	土木部建築住宅課 ☎076(225)1777	⑫	雇用・就労に関する事	9:00～18:00 (月～土)	いしかわ就労・定住総合サポートセンター(ILAC) ☎076(235)4540
③	生活費などお金に関する事	9:00～17:45	健康福祉部厚生政策課 ☎076(225)1478 石川県社会福祉協議会 ☎076(208)3503	⑬	農業者・漁業者の支援に関する事 ※選抜先の優先りの農林総合事務所でも相談を受け付けています。	9:00～17:00 (土日祝対応)	(農業) JAのと本店 ☎0120(338)250 JA内浦町営農経済課 ☎0120(338)560 JA能登わかば旧徳田支店 ☎0120(338)570 JA志賀本店 ☎0120(338)720 石川県珠洲農林事務所 ☎0120(338)760 石川県農業会館 ☎0120(338)633
④	医療に関する事	9:00～17:45	健康福祉部医療対策課 ☎076(225)1431			9:00～17:45	(林業) 農林水産部森林管理課 ☎076(225)1643
⑤	健康に関する事	9:00～17:45	健康福祉部健康推進課 ☎076(225)1458			9:00～18:00 (土日祝対応)	(漁業) 石川県漁業協同組合(本所) ☎076(234)8815
⑥	子育て支援に関する事	9:00～17:45	健康福祉部少子化対策監室 ☎076(225)1447			9:00～17:00 (土日祝対応)	消費生活支援センター ☎076(255)2319
⑦	高齢者福祉に関する事	9:00～17:45	健康福祉部長寿社会課 ☎076(225)1487	⑭	消費者トラブルに関する事	9:00～17:45	文化観光スポーツ部国際交流課 ☎076(225)1382
⑧	障害のある方の福祉に関する事	9:00～17:45	健康福祉部障害保健福祉課 ☎076(225)1426	⑮	外国人の方の支援に関する事	8:30～17:15	石川県国際交流協会 ☎076(262)5932
⑨	県税に関する事 ※市税・町税は各市町の税課担当課長、国税は石川県税務課へそれぞれお問い合わせください。	9:00～17:45	総務部税務課 ☎076(225)1271	⑯	性暴力・DV・女性の様々なお悩みに関する事	8:30～17:15 9:00～17:00 9:00～16:30	いしかわ性暴力被害者支援センター ☎#8891 石川県被害者暴力相談支援センター ☎#8008 石川県女性相談支援センター ☎076(208)3304
⑩	教育に関する事	9:00～17:45	教育委員会事務局学校指導課 ☎076(225)1826				

※お問い合わせの内容に対して、個別にご相談に応じるほか、市町等関係機関の窓口をご案内いたします。